

I 法人の概要

※令和3年3月31日現在（ただし、(10)職員の状況は令和2年4月1日現在）

(1) 法人の名称

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

(2) 設立目的

農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、もって道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与する。

(3) 設立の根拠となる法律名

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

(4) 事業内容

- ① 農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、技術開発を行うこと。
- ② 前号に掲げる業務に関する普及及び技術支援を行うこと。
- ③ 試験機器等の設備及び施設の提供を行うこと。
- ④ 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(5) 資本金の状況

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
道出資金	25,349,723	0	0	25,349,723
資本金合計	25,349,723	0	0	25,349,723

(6) 役員状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	田中 義克	自 H30.4.1 至 R4.3.31	総括	元トヨタ自動車北海道(株)顧問
理事	高田 純	自 R2.4.1 至 R4.3.31	経営企画担当	元北海道総務部人事局法制文書課文書館館長

理事	鈴木 大隆	自 R2.4.1 至 R4.3.31	研究企画担当	元建築研究本部長兼北方建築総合研究所長
理事	丸谷 知己	自 R2.4.1 至 R4.3.31	連携推進担当	元北大大学院農学研究院長兼大学院農学院長兼農学部長
監事	千葉 智	自 H30.4.1 至 令和3年度 財務諸表 承認の日 まで	監査	元有限責任監査法人トーマツ

(7) 事業所等の所在地

【法人本部】：札幌市北区北19条西11丁目 北海道総合研究プラザ

【農業研究本部】

中央農業試験場：夕張郡長沼町東6線北15号

生産研究部 水田農業グループ

：岩見沢市上幌向町216番地

遺伝資源部：滝川市南滝の川363-2

上川農業試験場：上川郡比布町南1線5号

道南農業試験場：北斗市本町680番地

十勝農業試験場：河西郡芽室町新生南9線2番地

北見農業試験場：常呂郡訓子府町字弥生52

酪農試験場：標津郡中標津町旭ヶ丘7番地

天北支場：枝幸郡浜頓別町緑が丘8丁目2番地

畜産試験場：上川郡新得町字新得西5線39番地1

花・野菜技術センター：滝川市東滝川735番地

【水産研究本部】

中央水産試験場：余市郡余市町浜中町238番地

函館水産試験場：函館市弁天町20番5号

釧路水産試験場：釧路市仲浜町4番25号

調査研究部：釧路市浜町2番6号

網走水産試験場 : 網走市鱒浦1丁目1番1号
 加工利用部 : 紋別市港町7丁目8番5号
 稚内水産試験場 : 稚内市末広4丁目5番15号
 栽培水産試験場 : 室蘭市舟見町1丁目156番3号
 さけます・内水面水産試験場 : 恵庭市北柏木町3丁目373番地
 道南支場 : 二世郡八雲町熊石鮎川町189-43
 道東センター : 標津郡中標津町丸山3丁目1番地10

【森林研究本部】

林業試験場 : 美唄市光珠内町東山
 道南支場 : 函館市桔梗町372-2
 道東支場 : 上川郡新得町字新得西5線39番地1 畜産試験場庁舎内
 道北支場 : 中川郡中川町字誉300
 林産試験場 : 旭川市西神楽1線10号

【産業技術環境研究本部】

工業試験場 : 札幌市北区北19条西11丁目
 食品加工研究センター : 江別市文京台緑町589番地4
 エネルギー・環境・地質研究所 : 札幌市北区北19条西12丁目
 地域地質部 沿岸・水資源グループ

: 小樽市築港3番1号

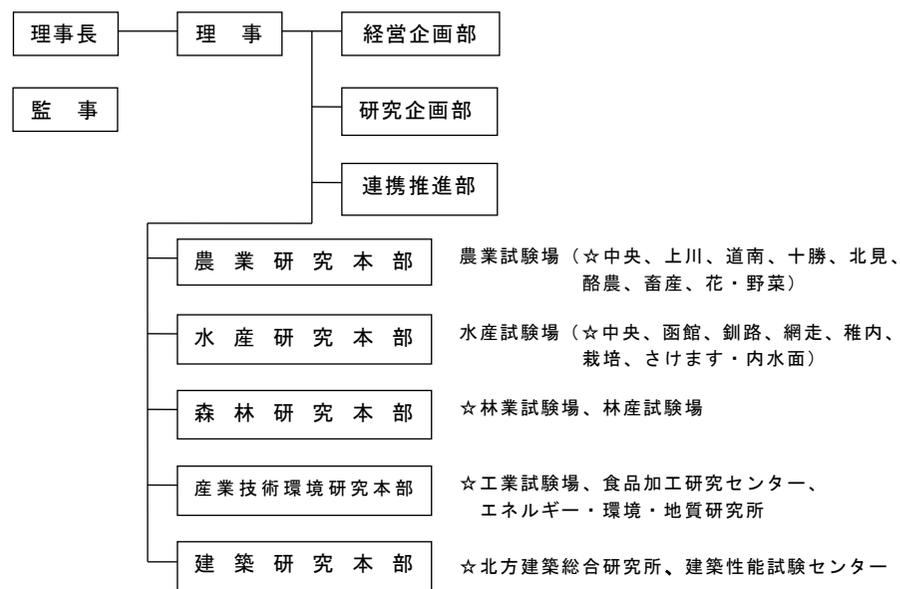
道東地区野生生物室 : 釧路市仲浜町4番25号 釧路水産試験場仲浜町庁舎内

道南地区野生生物室 : 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山振興局内

【建築研究本部】

北方建築総合研究所 : 旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
 建築性能試験センター : 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟

(8) 組織



※ ☆印：研究本部の企画等を担う組織

(9) 沿革

道立試験研究機関は、道民生活の向上や道内産業の振興を目指して、研究開発等を行い、その成果を道民に還元してきたが、近年の道民ニーズの複雑化、多様化などの情勢等を踏まえ、道立試験研究機関が果たしてきた機能の維持・向上を図り、これらの変化に対応できる組織とするため、平成22年4月1日に22の試験研究機関を統合して、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）を設立した。

現在、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野や地域における課題等に対応した研究開発、技術支援等を実施している。

(10) 職員の状況（令和2年4月1日現在）

常勤職員は、1,092人（前年度同期比3人減少）であり、平均年齢は46.5歳となっている。

(11) 理念

道民生活の向上及び道内産業の振興に貢献する機関として、未来に向けて夢のある北海道づくりに取り組みます。

【使命】

わたしたちは、北海道の豊かな自然と地域の特色を生かした研究や技術支援などを通して、道民の豊かな暮らしづくりや自然環境の保全に貢献します。

【目指す姿】

わたしたちは、世界にはばたく北海道の実現に向け、幅広い産業分野にまたがる試験研究機関としての総合力を発揮し、地域への着実な成果の還元を努め、道民から信頼され、期待される機関を目指します。

【行動指針】

わたしたちは、研究者倫理や法令を遵守し、道民本位の視点とたゆまぬ向上心を持って、新たな知見と技術の創出に努めるとともに、公平かつ公正なサービスを提供します。

(12) 第三期中期目標（期間：R2.4.1～R7.3.31）

- ① 研究の推進及び成果の普及・活用
- ② 知的財産の管理・活用
- ③ 総合的な技術支援の推進
- ④ 連携の充実強化
- ⑤ 広報機能の強化

本法人は、平成22年に22の道立試験研究機関を統合して発足後、おおむね順調に運営を行っている。11年目である令和2年度は、第3期中期計画の初年度として、これまでの2期10年の実績や、この間の社会情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえ、取り組むべき課題の選択と集中の観点に立って、総合的、戦略的に研究開発を推進し、「自立的な経済活動が展開される地域社会の実現」、「資源・エネルギーを最大限活かした循環型地域社会の創造」、「安全・安心で持続可能な地域社会の形成」に貢献することを目指して、戦略研究や重点研究をはじめとした分野横断的な研究の推進や外部の機関と連携した事業の実施、道総研活動のPRや各種業務の効率的な実施に積極的に取り組んだ。

研究の状況として、道の重要な施策等に関わる分野横断型の研究である戦略研究については、道総研内の複数の試験場等や企業、大学等が連携し、『近未来の社会構造の変化を見据えた力強い北海道食産業の構築』『地域特性に応じた再生可能エネルギー供給と省エネルギー技術の社会実装』『持続可能な農村集落の維持・向上と新たな産業振興に向けた対策手法の確立』の3課題を実施した。

また、事業化・実用化を目指す重点研究については22課題に取り組んだほか、外部資金による研究や経常研究等を推進した。

全体として、各研究を着実に推進した。

研究課題の設定に当たっては、研究課題調査等により、道内の経済・社会、暮らしなどにおける幅広い分野の課題や研究ニーズを把握するとともに、令和3年度研究展開方向を策定し、道の施策や道民ニーズ、社会情勢の変化等に対応しながら、分野横断的な研究開発や実用化に繋がる研究課題を設定するなど、研究資源の選択と集中を図った。

研究課題の実施に当たっては、外部有識者の意見を取り入れ課題検討を行うとともに、事前評価によって実施する課題を決定した。また、実施中の課題についても、中間評価により研究内容を見直す等、進行管理を適切に行った。

得られた研究成果は、研究成果発表会や研究会、刊行物、ホームページ等により、新型コロナウイルス感染症による経済社会に対する影響に配慮しながら普及に努めた。

Ⅱ 令和2年度 総括実績

1 総括

知的財産については、知的財産審査委員会を設置し、重要な知見、新技術についての知的財産権取得の適否、保有する特許権等の維持の必要性の審査を行うなど、知的財産の適切な管理を行った。また、知的財産に係る支援団体と連携して開放特許情報の発信や企業訪問など利用促進を図った。

技術支援については、総合相談窓口及び各研究本部・試験場等において、各種の技術的な相談に対応するとともに、技術指導や依頼試験、試験機器等の設備の使用を開放する設備使用等を実施した。

外部機関との連携については、研究分野別連携協定を締結し新たな連携基盤の構築を図るとともに、連携協定機関との共同研究や技術支援の実施、さらに札幌市立大学との研究交流会の開催など、連携による取組を活発に進めた。また、連携コーディネーターとして外部機関の人材6名に委嘱し、研究や普及等の事業を推進した。

広報活動については、連携協定先と共催した「知活ゼミナール」のほか、開催した「道総研設立10周年記念フォーラム」や「道総研パネル展」等のイベントを活用し、道総研の研究成果や活動内容を道民や企業等へ伝える取組を行った。

また、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できる環境整備のために策定した「道総研のウェブアクセシビリティに関する方針」に基づき改善に取り組み、JIS規格適合レベルAA準拠を達成した。

業務運営については、効果的・効率的な組織運営に向けて、各研究本部の要望等を踏まえ、必要な予算や人員等を配分したほか、戦略的・重点的に展開する研究課題への予算や人員等の重点的な配分などに取り組んだ。

組織体制の改善については、効果的・効率的な研究の推進に資する組織体制について、「総合力」「高度化」「効率性」「継続性」の4つの視点から多角的に検討し、研究体制の強化に向けて、各研究本部の要望等を踏まえるとともに、組織体制の見直しを行った。

また、道民や利用者からアンケート調査等により意見をいただき、業務の改善を図るとともに、市町村、関係団体等との意見交換を行い、助言等を踏まえるなどして業務運営等について検討等を行った。

令和2年度決算においては、2億3千万円の当期末処分利益（剰余金）が生じた。

2 計画の全体的な進捗状況

令和2年度の年度計画の進捗状況を把握するため、全52項目について自己点検評価を行った結果、A評価47項目（90.4%）、B評価5項目（9.6%）となり、全体としておおむね計画どおり取組を実施し、一定の成果を上げることができた。

各項目の進捗状況は次のとおり。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1分野（30項目）は、A評価27項目（90.0%）、B評価3項目（10.0%）となり、研究成果の発信・普及、依頼試験、設備使用等の実施及び外部機関との連携を除き、おおむね計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

1 研究の推進及び成果の普及・活用

(1) 研究ニーズへの対応（No.1）

- ・企業や行政、関係団体との連絡会議や意見交換会等の機会を通じて、実用化・事業化につながるニーズの収集に努めた。
- ・把握したニーズを反映した研究課題の検討を実施するとともに、知見があるものについては、情報提供を行うなど適切に対応した。
- ・社会経済情勢の変化や科学技術の進展へより迅速にかつ効率的に対応す

るため、調査方法の見直しを図った。

(2) 基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施 (No. 2)

- ・基盤的研究をはじめ、実用化・事業化につながる研究として全620件の研究課題に取り組み、このうち、重点化を図る研究として25件（戦略及び重点）の研究課題に取り組んだ。
- ・AIやIoT等の先端技術を活用した研究として、森林資源の把握と将来予測のための技術開発において、これまで人力で行われていた調査や解析に代わって、UAV（ドローン）による森林の空撮画像から自動的に樹種と資源量を機械学習等によって推定する手法の開発など、積極的に取り組んだ。
- ・道総研本部の研究企画機能の強化を図り、研究推進と事業化を両輪としたチャレンジプロジェクトの検討を開始した。

(3) 研究の重点化 (No. 3)

- ・重点的に取り組む研究推進項目において、分野横断的に実用化や事業化につながる研究開発を戦略的・重点的に展開し、成果を得ることができた。

ア 高品質・高品位な食料安定供給技術の確立と食関連産業の振興

消費者ニーズに対応して道産食品の競争力を強化するため、魚臭を低減し、身の柔らかさを保持しつつ骨まで食べられる水産加工品の製造条件を設定し、道産穀類を用いた新たな製菓・製パン用素材の配合と食感の関係を明らかにした。さらに、道産食材の安定供給に向けて、カボチャなどの収穫作業を改良して省力化を図った。

イ 再生可能エネルギーなどの利活用と循環型社会の構築

再生可能エネルギーを活用した省エネ施設・省エネ街区の構築のために、モデル自治体でのエネルギー需要マップを新たに整備した。また、帯水層の水を熱源とした新技術に関する地中採熱試験を行い、地中熱の低コスト化を実現した。さらに、木質ボイラの制御設計とモデル自治体の小中学校への導入を行い、木質バイオマスの利用拡大を図った。

ウ 生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現
新たな共助体制の核となる地域運営組織の形成に向け、地域の課題や取組の位置づけを整理するとともに地域運営の自己分析ツールの開発・検証を行った。次年度以降に作成するマニュアルや支援システムが自治体や地域住民らに活用されることで、持続可能な地域社会の実現に寄与する。

(4) 外部機関と連携した研究の推進 (No. 4)

- ・外部機関と連携して、「北海道胆振東部地震による崩壊斜面における植生回復手法の開発」などの道受託研究、「資源・漁獲情報ネットワーク構築委託事業」などの公募型研究、「オホーツク沿岸の海岸環境とサケ・マス資源の持続的管理に関する研究」などの一般共同研究、「積雪寒冷地における気候変動の影響評価と適応策に関する研究」などの受託研究に積極的に取り組んだ。

(5) 研究開発の推進方向

ア 農業に関する研究推進項目

(ア) 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興 (No. 5)

- ・各種畑作物の農業特性及び品質に優れた品種の開発において、「男爵薯」より多収で重要害虫のジャガイモシストセンチュウが寄生しないばれいしょ新品種「北育28号」を開発した。全道の「男爵薯」の作付面積の約2割に当たる2,000haの普及を見込む。本成果は、北海道のばれいしょの安定生産、栽培振興に大きく貢献することが期待される。
- ・自給飼料を活用した肉用牛の育成・肥育技術の確立において、黒毛和種の子牛を出産する雌牛では、栄養不足や肥りすぎにならない飼養管理が必要なことから、腹囲を胸囲で除した比率である腹胸比から雌牛の栄養状態を把握する技術を開発し、その状態に応じた粗飼料給与の目安を明らかにした。本成果は、黒毛和種の繁殖牛の飼養管理に活用される。

(イ) 環境と調和した持続的農業の推進 (No. 6)

- ・難防除病害虫の防除対策技術確立において、生産現場から対策が求められている秋まき小麦のコムギなまぐさ黒穂病について、適期に適切な深さに播種し薬剤防除を組み合わせることにより高い防除効果が得られることを

明らかにした。本成果は、秋まき小麦生産者がコムギなまぐさ黒穂病の防除対策として活用する。

- ・病害虫発生に対応したIPM（総合的病害虫管理）技術の開発においてスイートコーンの有機栽培や特別栽培では夜行性のガの加害に対し有効な防除手段がほとんどないため、黄色LEDを夜間点灯することで被害を抑制する技術を開発した。本成果はスイートコーンを有機あるは特別栽培している生産者が害虫による被害を防ぐ際に活用する。

(ウ) 地域の特色を生かした農業・農村の振興 (No. 7)

- ・開発・実証技術の経済性評価と導入場面の検討において、生産現場から価格計算等に必要な水稻種子の生産費の計測が要請されていたため、現地調査により実際の労働時間やコストを明らかにし、一般米よりも生産費が高くなる要因を明らかにした。本成果は、水稻種子の生産支援体制の検討に活用される。

イ 水産に関する研究推進項目

(ア) 地域を支える漁業の振興 (No. 8)

- ・養殖コンブの種苗生産時期をコントロールする技術等を開発した。これにより、高水温化などの海洋環境変動にも順応して養殖スケジュールを調整し、品質の高いコンブを養殖することが可能になった。この成果は、道南海域をはじめとしたコンブ養殖漁業現場で活用されている。
- ・サケの回帰率向上を目指し、天然潟湖への稚魚放流について検討した。潟湖に放流したサケ稚魚は、従来の海中飼育稚魚と比較し成長率が高く、回帰率は近隣河川に比べ3.5倍程度高いことを明らかにした。この成果は、サケマス増殖団体が実施するサケ放流事業に活用されている。

(イ) 新たな資源の有効活用と高度利用の推進 (No. 9)

- ・ホタテガイの活貝輸出技術について、本道での水揚げから主要輸出先の韓国（釜山）までの輸送実態を踏まえた蓄養試験を行った。着荷時の生残率は、水揚げ後の取り扱いや、輸送水槽の低温管理や高酸素維持によ

り向上・安定化することを明らかにした。この成果は、漁業者および輸送業者へ公表し、ホタテガイ活貝輸出時の工程改善に活用されている。

(ウ) 自然との共生を目指した水産業の振興 (No. 10)

- ・気候変動が北海道の水産業に与える影響を解析するため、本道沿岸域の海面水温の将来予測値をデータベース化し、道東海域のコンブ漁獲量、全道のサケの放流適期および回帰時期の将来予測を行った。今後も継続して様々な水産資源の環境変動影響評価を行い、将来予測を見据えた増殖団体の事業運営や漁業者の営漁に活用される。

ウ 森林に関する研究推進項目

(ア) 森林資源の循環利用による林業及び木材産業の健全な発展 (No. 11)

- ・気象害リスク軽減のための技術の高度化において、風倒害を最小限に抑えるため、十勝地方のカラマツ・トドマツ人工林を対象に、根返り・幹折れ被害の発生と植栽密度・間伐時期等との関係を解明し対策指針を作成した。この成果はパンフレットにまとめ、行政機関や森林組合等に活用される。
- ・道産材を用いたCLT等の利用拡大のための技術開発において、カラマツCLTの製造効率を改善するとともに、強度を活かして耐震性を保つ接合技術を開発した。また、カラマツ集成材の接着方法の改良により、道内企業のJAS認証取得を支援した。これらの成果は、木材産業や中高層木造建築を手がける建設業などで活用される。

(イ) 森林の多面的機能の持続的な発揮 (No. 12)

- ・胆振東部地震に伴う崩壊斜面における植生回復手法の開発において、崩壊斜面を対象に、UAV（ドローン）による斜面の荒廃状況と表土流出状況の把握、すべり面と樹木根系の深さとの関係を解明した。また、土壌硬度と透水性による植栽適地判定方法を検討し植生導入試験を行った。これらの成果は崩壊斜面の森林再生のために活用される。

エ 産業技術に関する研究推進項目

(ア) 持続可能な地域づくりを支える産業の振興 (No. 13)

- ・金属材料及び加工技術の開発において、自動車部品用金型における溶接補修部の耐久性を向上させるため、レーザー熱処理等による部分改質プロセスを開発した。この成果は、自動車部品製造における金型の長寿命化技術として、道内の金型メーカーやレーザー加工事業者に活用される。
- ・粉体処理技術を用いた製品開発において、ワイン製造時の残りかすを種子と果皮に分離する新技術を開発し、それぞれの粉末製品の製造法を確立した。この成果により、種子と果皮それぞれの異なる含有成分を活用した化粧品原料等の製品展開が可能になった。この成果はワイン製造業における廃棄物の有効利用に活用される。

(イ) 成長力を持った力強い食関連産業の振興 (No. 14)

- ・子実とうもろこしの食品素材化技術の開発において、とうもろこしの製粉工程で副産物として生じる胚芽を有効活用するため、胚芽を用いたパン・菓子等の試作・評価を行い、パン・菓子製造に適した胚芽の精選方法や焙煎条件を明らかにした。この成果は、食品製造企業において、製パン・製菓向け胚芽の食品素材化に活用される。

オ エネルギー・環境・地質に関する研究推進項目

(ア) 再生可能エネルギーや循環資源などの利活用の推進 (No. 15)

- ・地熱エネルギー資源の開発に関する研究において、次世代型地熱発電（従来よりも深部の高温地熱資源をターゲットとした発電）の有望地域評価手法を開発し、これを道内に適用して有望地域を抽出した。さらに、抽出した地域の発電能力を算出した。開発した手法は、今後の詳細調査において活用される。

(イ) 生活・産業基盤を支える環境の保全 (No. 16)

- ・エゾシカの被害防除及び捕獲法に関する研究において、これまで積雪期が主流であったが、牧草被害低減およびシカ肉の利活用率向上のため、非積雪期の牧草地に適したエゾシカ囲いわなを新たに開発した。この成果は、地域ぐるみのエゾシカ管理体制構築に活用される。

(ウ) 災害の防止及び地質資源の活用 (No. 17)

- ・地質要因に基づく災害リスクの評価に関する研究において、土石流危険渓流の指標となる「沖積錐」を統一した基準により抽出し、全道範囲の分布図を作成した。
また、沖積錐の後背の渓流域の地形特性を機械学習により解析することで、潜在する土石流発生危険度の高い渓流域を評価する手法を構築した。これらの成果は、土砂災害警戒区域指定など道の施策に活用される。

カ 建築・まちづくりに関する研究推進項目

(ア) 暮らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの推進 (No. 18)

- ・北海道の公営住宅等の整備に関する研究において、災害により応急仮設住宅に入居した被災世帯が入居期間内（2年）に恒久的な住まいを確保することができるよう、胆振東部地震をモデルに検証を行い、住民の意向把握、自宅再建への支援、災害公営住宅の建設等の施策の的確な手順を整理した。これらは道の「住宅の災害時対応マニュアル」に反映され、活用される。

(イ) 省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用の推進 (No. 19)

- ・再生可能エネルギーの効率的な利用方法の開発において、木チップの燃焼効率向上のため、太陽熱利用による水分15%以下の乾燥技術、一般的なポンプの搬送動力を50%削減する熱搬送システム技術を開発した。これにより、木チップの発熱量の効率的利用が可能になり、高効率な木質バイオマスの熱利用が促進される。

○研究推進項目別の実績 (No. 5～19)

区 分		課題数	実績額(千円)	
農 業	No. 5- 7	3 項目	235	686, 286
水 産	No. 8-10	3 項目	91	335, 227
森 林	No. 11-12	2 項目	87	128, 166
産 業 技 術	No. 13-14	2 項目	67	138, 443
エネルギー・環境・地質	No. 15-17	3 項目	98	265, 552
建 築	No. 18-19	2 項目	42	77, 190

重点的に取り組む研究推進項目

区 分	課題数	実績額(千円)
食 関 連	240	782,759
エネルギー関連	36	105,671
地 域 関 連	84	143,529

(上記「研究推進項目別の実績」の内数)

(6) 研究ロードマップ (No. 20)

- 各研究本部において、研究推進項目毎に研究・技術領域、取組内容、成果の普及、利用場面、アウトカムを記載して視覚化したものを道総研全体で共有し、ホームページで公表することにより、目標達成までの距離感や方向性を再認識するとともに、新年度の研究課題の立案等における研究本部間の連携に活用した。

(7) 研究の評価 (No. 21)

- 戦略研究や重点研究においては、学識経験者等を評価委員とする研究評価委員会における外部評価の結果に基づいて、事前・中間・事後評価に係る理事長による総合評価を行い、その結果を踏まえ、次年度の新規研究課題の決定、継続課題の研究内容の見直しを行った。
- 経常研究等においては、研究課題検討会を開催し、外部有識者の意見を取り入れながら新規課題の必要性や研究の進捗状況、終了課題の研究成果の検討を行い、その結果を踏まえて各研究本部において評価を実施した。その結果に基づいて、新規課題の決定や継続課題の内容見直しを行った。

(8) 研究成果の発信・普及 (No.22)

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により活動に制約を受ける中においても、道内産業の振興や地域課題の解決につながるよう、学術誌への投稿やホームページ等の電子媒体を活用して、得られた研究成果や知見の発信に努めたが、学会をはじめとする発表の機会が大幅に減少したことから、成果の公表の件数については数値目標を下回ったものの、行政や企

業等で活用された成果の数は数値目標を達成することができた。

主な取組は次のとおり。

- 道民向けに開催していた研究成果発表会や、企業、団体等を対象としたセミナー等は、オンラインでの開催やホームページ等による成果の公表に切り替えて対応し、研究成果や知見の普及に取り組んだ。
- 「ビジネスEXPO」や「アグリビジネス創出フェア」等外部の機関が主催する展示会に参加したほか、「10周年記念フォーラム」や「道総研パネル展」を開催して研究成果や知見のPRを行った。
- 年報、技術資料等の各種刊行物や、令和元年度の主な研究成果をまとめた「研究成果の概要」を作成し、出展した展示会や道庁本庁舎1階交流広場の常設展示コーナー等に配架、配布するとともに、関係機関等へ郵送したほか、ホームページやメールマガジン、学会等での発表、学術誌等への投稿により、研究成果や知見を広く発信し、研究成果の普及に取り組んだ。
 - 農業、水産、森林の各研究本部において、道の普及組織と研究成果等の情報を共有するとともに、必要に応じて研究職員が現地に赴き、普及指導員と現場の課題解決に取り組んだ。

2 知的財産の管理・有効活用 (No. 23)

- 研究や技術支援等の成果として得られた重要な知見や新しい技術については、本部内に設置した知的財産審査委員会において、技術の内容、活用見込みなどを踏まえ知的財産権取得の適否について審査し、出願が適当と認められる技術について特許出願等を行った。併せて、保有する特許権等の維持の必要性を審査し、活用が見込めない特許権等を整理するなどして、知的財産権の適切な管理を行った。
- 道総研が保有する特許権等について、北海道知的所有権センターなど知的財産の支援団体と連携するなどして、企業等への特許等の利用の促進を図った。
- 出願公表された品種について、道及び農業団体等と連携して新品種の利用の促進を図った。

3 総合的な技術支援の推進 (No. 24～27)

- 総合相談窓口や各研究本部・試験場等において道民や企業等からの様々な技

術的な問い合わせや相談に対応し、関連する技術や研究成果等の情報を相談者に提供するとともに、一部の相談内容については、技術指導や依頼試験、設備使用等への展開を図った。

- ・技術相談については、各試験場等の研究分野に応じたものが主であったが、道総研で対応できない相談については、大学等の外部機関と連携し対応した。
- ・技術指導については、行政機関や企業等からの依頼に対し各試験場等の分野に応じて実施し、一部は共同研究や設備使用に展開した。
- ・課題対応型支援については、行政機関や企業等からの依頼に応じ、調査や分析などを行って技術的な支援を実施した。
- ・技術審査については、行政機関や関係機関（団体）、金融機関が主催する助成事業等に係る審査依頼に対応した取組を行った。
- ・技術開発派遣指導については、工業試験場の研究職員を、道内の企業等に派遣し、指導を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により活動に制約を受ける中においても、依頼試験・設備使用の利用者の増加に向け、パンフレットの配布や企業訪問、メールマガジン等において積極的にPRを行うとともに、利用者の利便性の向上を図ったが、申込件数が減少したことにより、数値目標は下回った。
- ・依頼試験については、土壌、肥料、農産物、飼料や水産物の成分の分析、各種材料の強度試験など、多岐にわたって実施した。
- ・依頼試験成績書の記載ミスの再発防止に向け、ダブルチェック体制の確立や適切な試験データの保存などの再発防止策について、各研究本部に周知するなど、継続して再発防止の徹底に取り組んだ。
- ・設備使用については、道総研が所有する各種測定機器や試験機器、インキュベーション施設等を貸与し、企業等の技術開発、研究開発等を支援した。
- ・ホームページ、メールマガジン等を活用して支援内容や利用料金等の紹介を行うとともに、技術支援制度に関するチラシやパンフレット、クリアファイルを配付した。また、研修会・講習会、展示会等を活用したPRや、連携協定締結機関に対して情報提供を行うなど、各種技術支援の利用増加

に向けた取組を実施した。

- ・講師等派遣・依頼執筆については、企業等が主催するセミナー等への講師派遣、業界誌・専門誌等への原稿執筆を行った。

4 連携の推進（No. 28～29）

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により活動に制約を受ける中においても、研究分野別連携協定の締結など新たな連携基盤の構築を図ったほか、連携協定先とWebによる会議や研修会等も取り入れながら活動の推進に取り組んだが、予定していたセミナーや展示会等が中止となったことから、数値目標は下回った。
主な取組は次のとおり。
- ・連携協定機関との連携協議会や札幌市立大学との研究交流会の開催など、連携による取組を活発に進めた。また、一般財団法人北海道建設技術センターと新たに研究分野別連携協定を締結するなど、各々の分野での連携を強化した。
- ・連携協定機関や、国、市町村、大学、金融機関等の人材6名に委嘱している連携コーディネーターのネットワークを活用して、研究に係る情報の収集や道総研の情報の発信等を行い、外部の機関との連携を推進した。
- ・北海道総合研究プラザを連携拠点として活用し、成果の普及や交流に取り組んだ。

5 広報機能の強化（No. 30）

- ・誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できる環境整備のために策定した「道総研のウェブアクセシビリティに関する方針」に基づき改善に取り組み、JIS規格適合レベルAA準拠を達成した。
- ・道総研が主催した「道総研設立10周年記念フォーラム」や「道総研パネル展」、連携協定先と共催するセミナー、他機関が主催する「ビジネスEXPO」などのイベントを活用し、道総研の研究成果や活動内容を道民や企業へ伝える広報活動に取り組んだ。
また、道総研紹介映像をリニューアルし、道総研ホームページ、北海道庁の動画サイト「Hokkai・Do・画」などで公開したほか、「道総研設立10周年記念

フォーラム」や「道総研パネル展」で上映するなど、広報活動に活用するとともに、第2期の研究成果をまとめた「第2期成果集」を作成し、研究成果の周知を図った。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第2分野（6項目）は、A評価6項目（100.0%）となり、計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

1 業務運営の基本的事項（No. 31）

- ・効果的、効率的な組織運営を図る観点から、「予算編成方針」や「組織機構改正等に当たっての基本的視点」等を策定し、各研究本部の要望等を踏まえた必要な予算や人員等の資源を配分したほか、産業振興、環境、エネルギー分野を総合的にマネジメントすることを目的に、研究本部を6つから5つに再編するなど、時代の変化に適時・的確に対応する体制の見直しを行った。
- ・令和元年度業務実績に対する評価が「やや遅れている」とされた、「依頼試験、設備使用等の実施」、「法令の遵守」及び「安全管理」について、適切な取組を実施し、評価結果を業務運営に反映させた。
- ・令和2年度に重点的に取り組む研究課題に予算や人員の重点的な配分を行った。

2 組織体制の適切な見直し（No. 32）

- ・高度で幅広い研究ニーズや課題に対応するため、研究体制や業務執行体制の強化等が図られるよう、令和3年度組織機構改正に向けて、組織体制の見直しを行った。
- ・重点的に取り組む研究開発の柱としているエネルギー分野と、密接に関連する環境・資源分野を合わせたエネルギー関連について、研究開発の深化を図り、より優れた研究成果を上げるため、「エネルギー・環境・地質研究所」を設置するとともに、関係研究本部を再編し、「産業技術環境研究本部」を設置した。
- ・産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所道南野生生物室について、ヒグマの研究フィールドを継続存続するため、サテライト化し、全道的な課題に即応するため、札幌を拠点とした調査研究体制を整備した。
- ・森林研究本部林業試験場道東支場について、施設維持管理費節減のほか、異なる知識や知見に接する機会を確保し、若手研究者の人材育成を図るこ

とを目的に、近接する農業研究本部畜産試験場の庁舎に移転した。

3 業務の適切な見直し

(1) 事務処理の簡素化等（No. 33）

- ・「事務改善に関するガイドライン」について、事務用品の購入に当たり、使用目的、必要性、経済性等を十分考慮し、購入するといった取組を含めて、現状の業務実態等を踏まえ、事務的経費の縮減も視野に入れて改正を行った。また、現状の事務処理手順等を踏まえ、「職員手当マニュアル」、「旅費マニュアル」及び「契約職員等事務マニュアル」を職員ポータルに掲載し、職員への周知徹底を図った。
- ・毎年度、各試験場等から事務処理等の改善提案を募り、その内容を検証し、更なる事務の改善に努めており、令和2年度においては、契約職員の健康保険被保険者証の申請の電子化を行った。
- ・各種会議において、Web会議システム（Zoom）を本格的に導入し、オンライン会議を実施することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のほか、効率的な会議の開催を図った。また、内部の打合せ等においては、PC端末等を積極的に活用し、会議資料のペーパーレス化を図った。

(2) 道民意見の把握及び業務運営の改善（No. 34）

- ・各研究本部・試験場等における、セミナー等の参加者に対するアンケートに加え、インターネットによる調査を実施し、道民の意見把握に努めた。
- ・技術支援制度や共同研究、受託研究の利用者を対象に実施したアンケート調査の意見や要望等を集約し、改善に向けた取組を行うなど、業務の運営に活用した。
- ・市町村、関係団体等との意見交換を行い、業務運営の改善に取り組んだ。

4 職員の能力向上と人材の確保

(1) 職員の能力や意欲の向上（No. 35）

- ・人事評価制度に基づき、能力及び業績の公正な評価を行い、成績上位者に対し、上位区分での勤勉手当の支給、昇給を行った。また、その評価結果を昇任等に反映させ、職員の意欲向上を図った。

- ・研究開発機能をより充実させるため、令和3年度の定期人事異動に向けて、「令和3年度人事異動方針」を策定し、適材適所の人事配置を行った。また「研究職員の広域的な人事異動取扱要綱」に基づき、研究本部間等をまたぐ広域的な人事異動を行った。
- ・前年度の試行を踏まえ、研究主幹級以下の研究職員を対象としたフレックスタイム制を導入した。また、全ての職種を対象とした時差出勤制度を継続実施し、新型コロナウイルス感染症にも対応しながら、多様で柔軟な働きやすい環境整備を進めた。
- ・表彰規程に基づき、研究業績に係る職員表彰について、知事表彰と理事長表彰の2区分で実施するとともに、30年以上在職した職員に対し、永年勤続表彰を実施した。また、各研究本部長が、研究活動の実施において顕著な功績を挙げた又は多大な貢献を遂げた職員に対し表彰を行う「本部長表彰」を実施した。
- ・次世代育成支援法などの改正を踏まえ、働き方改革の推進を目的に「一般事業主行動計画」を策定したほか、「職員のための子育てサポートブック」等を全面的に改正し、職員の支援継続のほか、子育てを応援する職場の取組などを定め、職員に周知を図った。

(2) 人材の確保及び育成 (No. 36)

- ・研究及び技術支援等業務を円滑に実施するため、今後の研究の推進の方向性、退職者や再雇用者の動向、職員構成などを見据えながら、令和元年度中に策定した「令和3年度(2021年度)研究職員採用計画」に基づき、令和3年度採用に向けた採用試験を実施した。なお、採用に至らなかった試験区分については、再募集試験を実施し採用者の確保に努めた。
- ・なお、前年度において、採用者を確保できなかった業務については、予定していた業務の継続や、新たな展開を最低限行えるよう、在籍研究員の負担軽減のために補助的業務を行う契約職員を臨時的に採用した。
- ・優秀な人材の確保に向けた取組として、昨年に引き続き募集開始日を1ヶ月早めて、3月1日から募集した。また、採用パンフレットを作成し、全国の主要大学に送付するとともに道人事務委員会事務局のホームページ等に採用試験の情報を掲載するなどの

周知を図ったほか、道内大学及び道人事務委員会が主催する就職セミナーに参加した。

- ・採用が困難な海事職については、当初から試験実施日を複数に設定するなどし、人材の確保に努めた。
- ・受験者の利便性向上を図るため、昨年度に続き、研究職員採用試験の第1次試験を東京会場でも実施する計画だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京会場での実施を中止し、全ての受験者が札幌会場で受験できるよう対応したほか、「令和4年度研究職員採用計画」を策定した。
- ・各職務(階層)に必要な能力の向上等を計画的に行うため、「職員研修計画」を策定し、新規採用職員研修をはじめ、新任主査級研修や新任研究部長級研修など、階層別研修を実施した。

なお、各種研修は、受講者が研修内容を各所属で速やかに活用できるよう、日程を早めて実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画を変更し日程を延期して実施した。
- ・業務に必要な専門知識、技術、資格等を習得させ、研究職員の技術力向上や研究機能の活性化を図るため、国内外の大学、研究機関、企業等への研究職員の派遣や、実践的知識の習得やスキルアップ等の研修、研究職員の能力向上のため、知的財産や競争的資金の獲得等に関する専門的な研修を計画したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、国外への派遣研修など一部の研修を中止せざるを得なかったが、職場内研修をオンライン形式で実施した。
- ・研究職員の研究開発能力の向上のため、柔軟な発想により研究課題に取り組む「職員研究奨励事業」を実施し、研究テーマの拡大・深化や、将来の研究に向けた基本的な知見の習得、成果の普及・定着を進め、研究職員の研究開発能力の向上を図った。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

第3分野(6項目)は、A評価6項目(100.0%)となり、計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

1 財務の基本的事項 (No. 37)

- ・財務諸表等の公表に当たっては、法定書類（財務諸表、事業報告書及び決算報告書）のほか、道民等が法人の財務内容等を容易に把握できるよう「決算の概要」を作成しホームページで公表して、透明性の確保を図った。
- ・運営費交付金について、事務的経費や維持管理経費などの運営効率化係数対象経費が前年度比1%縮減された中で、業務運営に支障が生じないよう、自主財源の確保や支出予算の厳正かつ効果的・効率的な執行の徹底を盛り込んだ予算執行方針の策定などの取組を行った。

2 多様な財源の確保 (No.38~39)

- ・研究に関し、国等が公募する競争的資金について、道総研内での情報の共有を進めるとともに、申請に向けた研修を実施して応募する環境づくりを行い、積極的に外部資金の確保に取り組んだ。また、特許等の実施許諾や新品種の利用許諾については、北海道知的所有権センターなど知的財産の支援団体や農業団体等と連携し、技術普及イベントの活用により知的財産権のPRや企業等とのマッチング活動を行い、積極的に知的財産収入の確保に取り組んだ。依頼試験や試験機器等の設備の提供については、ホームページ等での試験内容及び利用料金の掲載のほか、パンフレットの改訂やクリアファイルの作成、研修会及び企業訪問等においてPR活動を実施するなど、制度の利用拡大と自己収入の確保に取り組んだ。

3 経費の効率的な執行 (No. 40~41)

- ・経費の執行に当たっては、年度執行計画を作成し、四半期ごとの計画的な執行額を設定するとともに、毎月、予算差引一覧表や合計残高試算表を活用し、役員会で収益や資金等の状況を確認するなど、計画的執行を図った。
- ・監査計画、内部検査及び内部監査計画に基づき、業務運営に関する監査や会計事務処理に係る検査及び公的研究費の適正な管理・執行を図るための実地監査及び書面監査を計画的に実施した。
なお、本年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応のため、Web会議システムを利用した監事監査、内部監査、及びサンプル抽出による書面検査を実施した。
- ・令和2年度予算執行方針を作成するとともに、主に異動職員に向けて、「財

務会計システムの基本操作（簡易マニュアル）」を用いて研修したほか、会計事務処理の見直しを行い、「財務に関するQ&A」及び「勘定科目マニュアル」の内容を抜本的に改訂し、情報の共有化を図った。

- ・「事務改善に関するガイドライン」に基づく取組を徹底するとともに、電力供給契約について競争入札を実施するなど、維持管理経費の縮減を図った。

4 資産の管理 (No. 42)

- ・預金口座出納簿を作成して、適正に資金管理を行うとともに、支払準備金等の余剰資金について、複数の金融機関による見積合せを行い、定期預金での資金運用を行った。
- ・出資財産である土地・建物や、研究設備・機器等を適切に管理するため、固定資産台帳の整備を行うとともに、有形固定資産の稼働状況の調査を実施した。
- ・資産の管理状況について、資産取得の事務及び資産の保全業務が適切に行われているかなどの観点から書面による検査を実施し、おおむね適切に管理されていることを確認した。
- ・遊休資産の有効活用を図るため、遊休資産リストを作成するとともに、研究設備の共同利用や機器の管理換を行った。
- ・地方独立行政法人法の改正により可能となった、未使用の土地等の貸し付けに係る事務取扱要領を制定した。
- ・令和元年度に道に返納した不要となった出資財産(林産試験場の敷地の一部と建物及び旧さけます・内水面水産試験場道北支場の土地)に係る資本金について、道からの通知に基づき減資を行い、資本金の額の変更登記を行った。

第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第4分野(10項目)は、A評価8項目(80.0%)、B評価2項目(20.0%)となり、コンプライアンスの徹底、情報セキュリティ管理を除き、おおむね計画どおり取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

1 施設・設備の整備及び活用 (No. 43~44)

- ・施設等整備計画に基づき、本部に設置したプロジェクトチームにおいて、第3期中期計画期間内に目標使用年を経過する大規模施設の更新や移転・集約に向けた検討を行い、中央農業試験場岩見沢試験地庁舎について、同一敷地内の建物への集約案を作成するなどの具体的取組を進めた。
- ・各資産管理者が作成する施設等整備計画書により施設の状況を把握した上で、道の施設整備計画審査基準により建築物等の改修や修繕（更新）の必要性を判定し、空調設備の更新など計画的な修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図った。
審査基準対象外の施設等についても、劣化状況を把握し、審査基準に準拠して必要性を判定し、計画的な修繕等を実施した。
- ・各資産管理者が作成する施設等整備計画書などにより、施設の状況を把握し、現有施設の有効活用、庁舎の省エネ化、施設の集約化等ファシリティマネジメントの取組を進めた。
- ・林業試験場道東支場（新得町）について、同じ町内にある畜産試験場に事務所を移転し、施設の集約化を行った。

2 内部統制の整備

(1) コンプライアンスの徹底 (No. 45)

- ・階層別研修（研究部長級、研究主幹級、主査級、主任級、採用後3年目、新規採用職員）において、職員倫理、交通違反・事故の防止等に関する講義を行うとともに、本部長・場長会議をはじめとする各種会議において、交通違反・事故や非違行為の発生状況等を周知し注意喚起を図った。
また、綱紀の保持等に関して各試験場等に機会ある度に通知するなど、役職員に対して法令遵守意識の定着強化を図った。
さらに、道の「コンプライアンス確立月間」の取組などを参考に、管理職員による公務員倫理研修を実施したほか、発生した事案を各職場単位へ周知するとともに、本部管理職員が非違行為等の発生した試験場等に出向いて訓示を行い、職員一人一人に、これまで以上に法令遵守に対する意識の向上が図られるよう、きめ細かく対応した。
- ・「ハラスメント防止に関する法律」の改正を踏まえ、各種指針を全面的に改正したほか、管理職員やハラスメント相談員に対する外部講師による研修や幹部職員に対するe-ラーニングによるマネジメント研修を実施した。

- ・内部監査計画に基づき、公的研究の適正な管理・執行を図るため、リスクアプローチ監査（不正が発生する可能性が高い要因に重点的に人員や時間を充てる監査）等を実施した。

(2) 安全確保・リスク管理 (No. 46)

- ・「道総研安全衛生管理規程」に基づき、各試験場等において安全衛生委員会等を開催し、安全衛生に係る各種取組状況について意見交換を行い、安全衛生意識の向上を図った。
健康診断及びストレスチェック検査を実施し、職員の健康の確保に努め、また、健康診断で所見のあった職員には個部面談や保健指導を行うなど、職員の健康管理に努めた。
保健師が定期的に「健康だより」を発行することで、職員の健康増進の意識向上を図った。また、各試験場等へ保健師が出向いて開催する「健康づくりセミナー」について、新型コロナウイルス感染症の影響により現地での開催が困難となった試験場等においては、Web会議システムを活用して開催することで、職員の参加機会の確保に努めた。
- ・労働災害の未然防止に当たっては、機器の点検を行うとともに、道総研全体として取り組むことの重要性について職員へ周知徹底を図り、事故等を未然に防止するための取組を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症について、組織における感染拡大と職員の健康被害の最小化を図りつつ、道総研のミッションを果たすために必要な業務を継続していくことを目的に「新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画（BCP）」を策定した。また、感染対策の主な取組として、次にあげる事項に取り組んだ。
〈通勤時や出勤時における感染防止対策〉
 - ・時差出勤・フレックスタイム制・在宅勤務制度の積極的な活用
 - ・分散勤務による3密回避の徹底
 - ・アクリル板を設置し、職員間のソーシャルディスタンスを確保
 - ・室内の定期的な換気、身の回りの消毒の実施
〈その他職員の実行による感染防止対策〉
 - ・マスクの着用・咳エチケットの励行、手洗い・アルコール消毒の徹底
- ・内部統制については、業務を推進していく中で判明したリスクを新たに重要なリスクとして識別し対策を強化したほか、現状の対策度合いが不十分なり

スクについて、改善を図るため必要な対応に段階的に取り組み、リスク対応の強化を図った。

- ・「道総研危機管理マニュアル」を全面的に改訂し、労働災害発生時の対応マニュアルの新設、全ての危機事案における緊急時連絡体制、速報や発生報告書の統一化、報道発表のタイミングや内容の明確化などを行い、危機を未然に防止するための取り組みや発生時の対応をわかりやすく明確にした。
 - ・イベントの開催に当たっては、各試験場等において、マニュアルの作成や事前に安全対策を講ずるなど、事故等の発生を未然に防止するための取組を行った。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、主催するイベント・会議等について、中止や延期、Web会議による開催などに取り組むほか、国・道において発出する各種対策を踏まえ、不要不急の業務への適切な対応を進めた。
- ・毒物、劇物等の保管管理については、内部検査の重点項目として位置付け、「道総研試験研究用毒物及び劇物等管理要綱」に基づき、管理職員による受払簿の確認について周知徹底を図るなど、毒物、劇物等の適切な保管管理に努めた。

(3) 情報セキュリティ管理 (No. 47)

- ・管理するサーバやパソコンのセキュリティソフトの定義ファイル（パターンファイル）が常に最新状態となるように設定し、運用保守業者と連携して監視を強化するとともに、不審メール等に対する注意喚起を行ったほか、人的セキュリティ対策の強化を図るため、情報セキュリティに関する自己点検や研修を行った。
- ・私物のスマートフォンを職場パソコンに接続する事案が発生した際には、ウイルス感染等の被害はなかったものの、ウイルス感染や業務データの情報流出につながるおそれがある危険な行為であることから、ネットワークに接続しないよう周知徹底を図り、再発防止に努めた。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、情報セキュリティポリシーに基づく職場パソコンの持ち出しによる在宅勤務を実施した。
- ・複数の外部あてにメールアドレスが流出した事故が発生した際には、直ちに

以下の措置を講じ、再発防止の取組を徹底した。

- ① 各研究本部に対して本事案を共有するとともに、外部送信前に複数人で確認することなどのメールアドレス流出対策を確実に実施するよう改めて通知
- ② 情報セキュリティの徹底について職員一人ひとりの意識の向上を図るための職場研修を実施
- ③ グループウェアの利用者全員を対象に、メール送信前の確認を必須とし、一定時間送信の取り消しを可能とする誤送信防止設定を適用

3 社会への貢献

(1) 国際協力 (No. 48)

- ・JICA等からの依頼を受け、研修における講演を行うなど、国際協力事業に協力した。

(2) 科学技術に対する道民等の理解の促進 (No. 49)

- ・道内外の団体や道民等の視察・見学者の受入れを実施するとともに、出前授業についても、道内の高校へ出向き、講座等を実施した。
- ・Web開催となった「カルチャーナイト」や「サイエンスパーク・ファン」などのイベントに動画を出展し、また、各試験場でYouTubeチャンネルの開設やバチャールツアーを実施したほか、「道総研パネル展」を3箇所で開催するなど、広く道総研の活動や科学技術に対する理解増進に取り組んだ。

(3) 災害等の対応 (No. 50)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る取組として、産業技術環境研究本部において、医療現場で不足しているフェイスシールドを工業試験場所有の3Dプリンタで製作し、歯科・介護施設等へサンプル提供するとともに、札幌医科大学からの依頼に応じて277個を提供したほか、民間企業に対して製作のための技術指導を実施した。
- また、建築研究本部において、道教育委員会・大学・旭川市と連携し「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」を実測とシミュレーションにより取りまとめ、道教育委員会を通じて道内の公立・私立学校等へ提案したほ

か、文部科学省が策定した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に採用された。

- ・災害発生時の情報収集・伝達の初動対応手順を確認し、災害対応能力の習熟を図るため、道総務部の「北海道災害対策本部設置・運営訓練」に合わせ、「道総研災害対応訓練」を実施した。
- ・「自然災害発生時の対応マニュアル」を全面的に改訂し、災害発生時の初動対応や緊急時の連絡体制等をわかりやすく明確にするため、「大規模災害等対策業務継続計画(BCP)」と合わせ、職員へ周知徹底を図った。

4 情報公開 (No. 51)

- ・ホームページ等により、役員会、経営諮問会議等の開催状況や組織体制、財務に関する情報、研究・技術支援に関する取組など、道民へ積極的に法人運営等に関する情報を公開した。

また、ホームページについて、誰もが支障なく情報や機能を利用できるようにするウェブアクセシビリティの取組を行い、利便性の向上を図ったほか、メールマガジンやフェイスブック、道庁ブログなどを活用し、広く道民への情報提供に取り組んだ。

5 環境への配慮 (No. 52)

- ・各試験場等において「事務改善に関するガイドライン」に基づき、節電などの省エネルギーの取組や、再生紙をはじめとする環境に配慮した製品を積極的に利用するグリーン購入の促進や、廃棄物の分別など、環境に配慮した業務運営を行った。